

«送付先郵便番号»

«送付先住所»

«送付先宛名»

処遇改善等加算ご担当者 様

横浜市こども青少年局

保育・教育給付課

こ 保 給 第 9 6 0 号
令 和 3 年 1 1 月 4 日

各保育・教育施設 代表者様

横浜市こども青少年局
保育・教育給付課長

令和3年度処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ及び職員処遇改善費に係る 賃金改善計画書等の提出について（依頼）

日頃より本市の保育・教育行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

令和3年度の処遇改善等加算Ⅰ（以下、「処遇Ⅰ」と言う。）に係る平均経験年数、処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費（以下、「処遇Ⅱ等」と言う。）に係る申請の審査結果については、順次お知らせさせていただいているところですが、下表の「提出が必要」のケースに該当する場合、賃金改善計画書等の提出が必要となりますので、審査結果が到着した施設・事業所から順次ご提出をお願いいたします。

<賃金改善計画書等の提出について>

	提出が「必要」	提出が「不要」
処遇Ⅰ	・賃金改善要件分を「 <u>適</u> 」 で申請している場合	・賃金改善要件分を「 <u>否</u> 」 で申請している場合
処遇Ⅱ等	・処遇Ⅱを「 <u>該当</u> 」 で申請している場合	・処遇Ⅱを「 <u>非該当</u> 」 で申請している場合

1 データ及び郵送の提出期限

令和3年11月30日（火）

※処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ及び職員処遇改善費の審査結果については、順次お知らせさせていただいているところですが、到着した施設・事業所から順次ご提出をお願いいたします。

（裏面あり）

2 提出書類

(1) 電子申請システムにてデータで提出いただくもの

処遇改善等加算計画データ（エクセルデータ）

(2) 郵送で提出いただくもの※3

ア 賃金改善確認書（令和3年度）（第2号様式の3）

イ 処遇Ⅰの加算見込額の計算がわかる挙証資料（積算表等）

ウ キャリアパス要件届出書にかかる挙証資料※1

エ 対象職員（処遇改善等加算Ⅱ）に対する職位の発令等を確認できる書類※2

オ 送付書類チェックシート※3

※1 昨年度もキャリアパス要件が「適」の施設・事業所については、内容変更がない場合は挙証資料の再提出は必要ありません。内容変更がある場合は、変更後の資料もしくは変更箇所、変更内容がわかるものの提出が必要です。

※2 処遇改善等加算Ⅱが「該当」の施設・事業所のみ対象です。

※3 本通知に同封されているものをご使用ください。

3 データ及び郵送していただく書類の作成方法について

※ 「処遇Ⅰ」と「処遇Ⅱ等」でそれぞれ提出書類が異なりますので、ご注意ください。

提出データの詳細及び作成にあたっては、市HPに掲載しております「令和3年度 説明テキスト 処遇改善等加算 計画事務手続き編（令和3年版）」、及び「令和3年度 説明テキスト 処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ及び職員処遇改善費 ～制度編～（令和3年4月版）」を必ずご確認ください。

○横浜市こども青少年局「令和3年度処遇改善等加算等について」のページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/shogu/2021syogu.html>

(参考)

横浜市	令和3年度	処遇改善等加算
-----	-------	---------

検索

4 電子申請システムの操作方法について

電子申請システムの操作方法についてのお問合せは電子申請サービスヘルプデスクで受け付けておりますので、ご活用ください。

電子申請サービスヘルプデスク

電話：0120-45-0288

受付時間：9時00分から17時00分

（上記時間以外及び土日祝日、年末年始については受付を行っておりません。）

5 データの作成方法に関するお問い合わせについて

計画データの作成方法に関するお問い合わせについてはコールセンターで受け付けておりますので、ご活用ください。

電話：045-912-2560

受付時間：10時00分から16時00分

（上記時間以外及び土日祝日、年末年始については受付を行っておりません。）

問い合わせ先：こども青少年局子育て支援部保育・教育給付課

市内施設給付担当

TEL：045（671）0204／0202